

## アレルギー疾患の医療提供体制の整備について

(平成29年7月28日厚生労働省健康局長通知)

### 体制整備の考え方

- アレルギー疾患を有する者が、状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療提供体制の整備を通じ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要

- 都道府県のアレルギー疾患医療の拠点となる病院の選定
- 拠点病院と日々のアレルギー疾患医療を行っている診療所・一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制の整備

### 拠点病院の役割等

#### 1 都道府県拠点病院の役割

##### 【診療】

- ・ 診断が困難な症例や重症・難治性のアレルギー疾患患者に対する複数診療科の連携による診断、治療、管理

##### 【情報提供】

- ・ 自己管理に関する患者・家族、地域住民への情報提供や啓発活動

##### 【人材育成】

- ・ 医療従事者の知識・技能等の向上に資する研修
- ・ 保健師、栄養士、学校・児童福祉施設等の教職員等に対する講習への関与

##### 【研究】

- ・ 都道府県におけるアレルギー疾患の実情の継続的な把握のための調査・分析、全国的な疫学・臨床研究等への協力

##### 【学校・児童福祉施設等における対応への助言・支援】

- ・ 区市町村等への医学的見地からの助言・支援

#### 2 都道府県拠点病院の選定

- ・ 地域の実情を総合的に考慮し、都道府県の中で診療ネットワークの中心的役割を果たすことが期待される病院を選定
- ・ 各都道府県につき、原則として1～2所選定

## 都における体制整備の方向性

### 都が目指すアレルギー疾患医療体制

#### ○ アレルギー疾患診療ネットワークの構築

- ・ 診断困難な症例や重症・難治性患者の検査・治療が可能な以下の医療機関によるネットワークを構築

\* **拠点病院**：小児から成人まで（※）幅広い領域のアレルギー疾患に対応し、専門的医療を提供するとともに、都と協力して、医療従事者の人材育成、普及啓発等を中心的に担う

（※）アレルギー疾患医療における小児科領域の重要性を鑑み、小児専門病院であって、基準に適合する施設も指定対象とする

\* **専門病院**：内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科の個別領域において専門的医療を提供し、人材育成等に協力

#### ○ 地域の医療機関への情報提供と連携促進

- ・ 地域の医療機関では診断・治療が困難な患者を、専門的医療に迅速・円滑に結びつけるため、ネットワークを構成する医療機関で実施可能な検査・治療、診療実績等の情報を集約し提供

#### ○ 東京都アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会

- ・ 拠点病院・専門病院、国の中心拠点病院、医師会等で構成
- ・ アレルギー疾患に係る専門的医療の情報提供、診療連携の促進、人材育成、普及啓発等の取組について協議

#### ○ アレルギー疾患医療にかかる医師向け研修

- ・ 地域で日常的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関の医師を対象とした研修を拠点病院を中心に実施

